

高齢者虐待防止ネットワーク推進委員会報告書

～高齢者と介護者の人権を守るために～

平成２３年１月

社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会
高齢者虐待防止ネットワーク推進委員会

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 数値から見る高齢者虐待の現状	
（１）養介護施設従事者等による高齢者虐待・・・・・・・・	2
（２）家族等の養護者による在宅高齢者に対する虐待・・・・・・・・	4
（３）伊勢原市内介護保険事業従事者アンケート調査結果（概略）	6
2 高齢者虐待対応に関する課題整理・・・・・・・・	8
高齢者虐待対応の流れと各段階の課題・・・・・・・・	9
3 支援者側の不安と戸惑いを解決する法律家のバックアップ体制	11
高齢者虐待対応 ～法解釈の重要性～・・・・・・・・	12
4 高齢者虐待防止ネットワーク推進に向けて・・・・・・・・	14
行動計画・・・・・・・・・・・・・・・・	16
進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・	21

<参考資料>

- ① 委員会の開催状況（概要）
- ② 議事録及び会議資料
- ③ 伊勢原市高齢者虐待防止ネットワーク設置要綱（平成16年11月1日施行）
- ④ 伊勢原市高齢者虐待の流れ（フロー図）
- ⑤ 高齢者虐待防止ネットワーク推進委員会開催要領
- ⑥ 委員名簿

はじめに

伊勢原市では、高齢者の虐待対応について、平成16年に「伊勢原市高齢者虐待防止ネットワーク設置要綱」を定め、地域のネットワークづくりを進めてきました。しかしこの間、高齢者虐待の相談が迅速な対応につながらず、ネットワークが実質的なしくみとして機能していない状況にありました。

そこで、本委員会は、平成21年度に市内4か所目の地域包括支援センターとして委託を受けた社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会に事務局を担っていただき、市と地域包括支援センターそして各分野の介護保険事業所にメンバーになっていただき、多くの虐待又は疑い事例の相談対応を行った経過などを持ち寄り、課題意識を持った中から課題を整理し、機能するネットワークを再構築するために設置されました。

高齢者虐待対応は行政と委託を受けている地域包括支援センターが直接的な対応を図りますが、高齢者や介護者に関わる介護保険事業者や医療機関等、関係機関の協力は欠かせません。

高齢者の権利が擁護されていない場合や、時には生命のリスクを負う状況もあることから迅速な対応が不可欠ですが、現実には、虐待に対する認識や判断について、組織内部又は組織間の温度差があり大きな課題となっています。

本委員会では、虐待対応の流れに添って、各段階での課題をそれぞれの立場から検証し、意見交換を踏まえ、具体的な解決策に向けた行動計画を策定いたしました。

この報告書は、今後の方向性を示したものであり、具体的な取り組みは、今後に委ねられるものとなります。

高齢者や介護者が、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、この報告書の掲げる行動計画の実現を期待します。

平成23年1月

高齢者虐待防止ネットワーク推進委員会

委員長 吉 川 和 良

1 数値から見る高齢者虐待の現状

(1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

伊勢原市の養介護施設従事による高齢者虐待については、平成21年度に相談通報が2件ありました。

相談者はともに施設管理職と相談員で、外部からの相談通報はありませんでした。

1件は、「夜勤時に徘徊のある方に対し、人手が無いことから、一時的に身体拘束に近いことを行った事実があった。」という内容です。

新人職員の虐待に対する理解不足が原因となりました。

行政からの指導としては、新人教育の徹底と業務改善報告書を求めています。

2件目は、職員の発言等に人権侵害に該当する内容があったというもので、この件についても、行政から教育の徹底を行うよう指導した経過があります。

① 虐待報告件数

年 度	平成21年度		平成20年度		平成19年度	
	神奈川県	伊勢原市	神奈川県	伊勢原市	神奈川県	伊勢原市
虐待と認めた件数	8件	0件	6件	0件	6件	0件
相談通報件数	46件	2件	45件	0件	37件	0件

② 被虐待者の状況

性別及び人数

区 分	平成21年度 人数（人）		平成20年度 人数（人）		平成19年度 人数（人）	
	神奈川県	伊勢原市	神奈川県	伊勢原市	神奈川県	伊勢原市
男性	2	0	4	0	4	0
女性	6	0	2	0	13	0
不明	1	0	0	0	0	0
合計	9	0	6	0	17	0

要介護度別人数

区 分	平成21年度 人数（人）		平成20年度 人数（人）		平成19年度 人数（人）	
	神奈川県	伊勢原市	神奈川県	伊勢原市	神奈川県	伊勢原市
要介護2	1	0	1	0	1	0
要介護3	0	0	2	0	4	0
要介護4	5	0	0	0	3	0
要介護5	2	0	3	0	9	0
不明	1	0	0	0	0	0
合計	9	0	6	0	17	0

③ 高齢者虐待の類型（複数回答）

区 分	平成 2 1 年度 人数（人）		平成 2 0 年度 人数（人）		平成 1 9 年度 人数（人）	
	神奈川県	伊勢原市	神奈川県	伊勢原市	神奈川県	伊勢原市
身体的虐待	6	0	6	0	6	0
心理的虐待	2	0	2	0	4	0
性的虐待	2	0	0	0	0	0
ネグレクト	0	0	0	0	0	0
経済的虐待	0	0	0	0	0	0

④ 虐待のあった施設種別・事業所の種別類型

区 分	平成 2 1 年度 人数（人）		平成 2 0 年度 人数（人）		平成 1 9 年度 人数（人）	
	神奈川県	伊勢原市	神奈川県	伊勢原市	神奈川県	伊勢原市
特別養護老人ホーム	2	0	4	0	2	0
介護老人保健施設	4	0	2	0	2	0
ケア・グループホーム	1	0	0	0	1	0
短期入所生活介護	1	0	0	0	0	0
訪問介護事業所	0	0	0	0	1	0
合計	8	0	6	0	6	0

⑤ 虐待を行った養介護施設従業者等の職種

区 分	平成 2 1 年度		平成 2 0 年度		平成 1 9 年度	
	神奈川県	伊勢原市	神奈川県	伊勢原市	神奈川県	伊勢原市
介護職員	8	0	6	0	6	0

(2) 家族等の養護者による在宅高齢者に対する虐待

平成21年度の伊勢原市の家族等の養護者による在宅高齢者に対する虐待については、相談通報件数が19件、うち虐待事実が認められた件数は12件ありました。

性別については、女性の割合が多く、虐待の種別については、心理的虐待及び経済的な虐待の件数が増加しています。

虐待者の状況については、息子が最も多く、県下の状況と同じ傾向を示しています。

①虐待報告件数

年 度	平成21年度		平成20年度		平成19年度	
	神奈川県	伊勢原市	神奈川県	伊勢原市	神奈川県	伊勢原市
虐待報告件数	577件	12件	583件	7件	628件	8件
相談通報件数	962件	19件	951件	15件	1,457件	17件

②被虐待者の状況（報告件数と人数の合計は一致しない）

性別及び人数

区 分	平成21年度 人数（人）		平成20年度 人数（人）		平成19年度 人数（人）	
	神奈川県	伊勢原市	神奈川県	伊勢原市	神奈川県	伊勢原市
男性	138	4	143	2	143	1
女性	455	8	441	5	485	7
不明	1	0	0	0	1	0
合計	594	12	584	7	629	8

要介護度別人数

区 分	平成21年度 人数（人）		平成20年度 人数（人）		平成19年度 人数（人）	
	神奈川県	伊勢原市	神奈川県	伊勢原市	神奈川県	伊勢原市
自立	12	1	23	0	17	0
要支援1	23	1	15	2	30	0
要支援2	23	0	35	0	41	0
要介護1	87	3	67	1	80	1
要介護2	88	3	74	1	83	2
要介護3	70	0	94	1	98	1
要介護4	70	2	77	0	78	1
要介護5	51	1	43	2	60	2
未申請	148	0	119	0	124	1
申請中	18	1	35	0	10	0
不明	4	0	2	1	8	0
合計	594	12	584	8	629	8

③高齢者虐待の類型（複数回答）

区 分	平成 2 1 年度 件数（件）		平成 2 0 年度 件数（件）		平成 1 9 年度 件数（件）	
	神奈川県	伊勢原市	神奈川県	伊勢原市	神奈川県	伊勢原市
身体的虐待	3 8 4	6	4 1 3	4	3 6 0	5
心理的虐待	2 4 4	5	2 0 2	0	2 0 5	1
経済的虐待	1 6 2	6	8 8	3	1 8 6	1
ネグレクト	1 5 8	7	1 6 2	3	1 3 7	6
性的虐待	1	0	1	0	5	0

④虐待者の状況

区 分	平成 2 1 年度 人数（人）		平成 2 0 年度 人数（人）		平成 1 9 年度 人数（人）	
	神奈川県	伊勢原市	神奈川県	伊勢原市	神奈川県	伊勢原市
息子	2 5 6	7	2 2 9	4	2 5 9	3
夫	1 3 0	2	1 2 1	0	1 0 6	1
娘	1 0 5	1	1 1 0	1	1 2 2	3
息子の妻	4 3	1	5 9	3	5 2	1
妻	2 7	0	4 4	0	3 8	0
孫	3 0	0	2 5	2	2 9	0
兄弟姉妹	1 3	0	1 5	0	1 0	0
娘の夫	1 6	0	1 5	0	2 2	0
その他	2 5	2	2 0	0	2 4	2
不明	7	0	0	0	8	0

⑤高齢者に対し行った対応（複数回答）

区 分		平成 2 1 年度 人数（人）	平成 2 0 年度 人数（人）	平成 1 9 年度 人数（人）
神 奈 川 県	措置入所等による保護	2 3 2	2 5 9	2 5 3
	介護保険サービスの利用	2 0 2	2 0 2	2 0 6
	養護者に対する助言・指導	2 2 4	1 9 6	1 2 4
	見守り	9 7	9 3	8 0
	その他	9 5	9 2	1 6 5
伊 勢 原 市	措置入所等による保護	3	5	0
	介護保険サービスの利用	6	1	2
	養護者に対する助言・指導	6	1	1
	見守り	0	0	0
	その他	3	0	4

(3) 伊勢原市内介護保険事業従事者アンケート調査結果（概略）

伊勢原市内の介護保険事業従事者の虐待に対する意識調査と現状課題の把握を目的として実施したアンケート調査の一部を抜粋します。

- ・調査対象 伊勢原市内に拠点を持つ介護保険事業所 82事業所
- ・調査方法 事業所単位で配布。概ね3名～5名の回答を依頼（無記名）
- ・期間 平成22年9月15日発送、9月30日までに郵送で回答。
- ・配布数 351枚
- ・回収数 248枚（回答率70.7%） 男性66人 女性182人

①勤務している事業所種別（複数回答可）

回答者の比率 居宅系67%：施設系33%

事業所種別	人数	割合
1. 居宅介護支援	42	14.9%
2. 訪問介護	23	8.2%
3. 通所介護	60	21.4%
4. 訪問看護	24	8.5%
5. 訪問入浴介護	0	0.0%
6. 通所リハビリ	7	2.5%
7. 福祉用具貸与・販売	11	3.9%
8. 小規模多機能型居宅介護	15	5.3%
9. 介護老人福祉施設	31	11.0%
10. 介護老人保健施設	19	6.8%
11. 認知症対応型通所介護	6	2.1%
12. 認知症対応型共同生活介護	23	8.2%
13. その他	20	7.1%

②職種（複数回答可）

職種	人数	割合
1. ケアマネージャー	49	17.4%
2. サービス提供責任者	15	5.3%
3. ヘルパー	46	16.4%
4. 生活相談員	25	8.9%
5. ケアワーカー	80	28.5%
6. 訪問看護師	16	5.7%
7. 管理者	20	7.1%
8. 事務員	5	1.8%
9. 施設看護師	13	4.6%
10. 福祉用具専門相談員	6	2.1%
11. 理学療法士	2	0.7%
12. その他	4	1.4%

③資格（複数回答可）

資格	人数	割合
1. ケアマネージャー	80	20.2%
2. 社会福祉士	16	4.0%
3. 介護福祉士	120	30.2%
4. 精神保健福祉士	2	0.5%
5. ヘルパー	109	27.5%
6. 保健師	0	0.0%
7. 看護師	34	8.6%
8. 栄養士	5	1.3%
9. 歯科衛生士	3	0.8%
10. 薬剤師	0	0.0%
11. その他	28	7.1%

④虐待（疑い含む）ケースを支援した経験の有無

あり	89人(36%)	なし	156人(63%)	無回答	3人(1%)
----	----------	----	-----------	-----	--------

⑤虐待（疑い含む）を知った時の通報・相談先を知っているか

はい	207人(83%)	いいえ	34人(14%)	無回答	7人(3%)
----	-----------	-----	----------	-----	--------

⑦実際に通報したことがあるか

はい	52人(21%)	いいえ	174人(70%)	無回答	22人(9%)
----	----------	-----	-----------	-----	---------

⑧どこに通報したか

上司、先輩、同僚	32人
担当ケアマネジャー	27人
行政	20人
地域包括支援センター	16人
保健福祉事務所	1人
警察	1人

⑨通報・相談を行わなかった理由

虐待（疑い含む）ケースを担当したことがない	120人
内部での解決が可能だと思ったから	12人
通報するほどでもないと思ったから	8人
通報先を知らなかった	6人
養護者や高齢者との信頼関係を崩したくなかった	4人
積極的に介入したくなかった	2人
個人情報について守秘義務があるから	2人
その他	20人

⑩虐待の対応にあたり必要な制度やしくみ（重要なものを3つ選択）

相談窓口の明確化	131人
家族介護者を対象とした支援の充実	117人
関係機関の情報共有・ネットワークの強化	108人
緊急一時保護施設の確保	77人
関係機関や職員への研修会・学習会	65人
住民への啓発	38人
対応マニュアルの作成	35人
介護保険訪問調査、認定審査会の活用	28人
日常生活自立支援事業の充実	27人
成年後見制度への積極的な取り組み	13人

アンケート調査結果のうち「虐待対応に関する通報・相談」及び「虐待対応にあたり必要だと思われるしくみ」に関連する項目について抜粋しました。

「通報先を知らない」または通報先を知っていても「養護者や高齢者との関係性を維持したい」「守秘義務があるので通報しない」などの回答が一部にみられ、高齢者虐待に対する理解や対応方法の周知が不十分であることが課題として再確認されました。

2 高齢者虐待に関する課題整理

本委員会では、まず、高齢者虐待対応の流れに添って、各段階の課題を整理しました。また、虐待対応の障壁となっている課題を排除し、速やかな対応が行えるよう、それぞれの段階の課題に対する解決策を検討しました。

詳細は、9～10ページの「高齢者虐待対応の流れと課題」に記載していますが、虐待に対する理解が平準化されていないことがわかります。

同時に、いずれの段階においても、関係する組織内部及び機関同士の共通認識は欠かせません。

関係機関は、高齢者や養護者(虐待者)との関係性を維持しつつ、サービス提供(支援)を行う立場にあり、養護者の求める支援と虐待を解決するための支援方針が一致しないことも多く、双方の狭間のなかで、困難性の高い対応を求められます。

虐待対応の第1段階である「発見・相談・通報」の場面では、近隣住民、ケアマネジャー、サービス事業者、医療機関、民生委員児童委員など、高齢者に一番近い立場にある方の「何かおかしい」という「気づき」が重要になります。

しかし、「気づき」があっても、相談や通報につながらない理由としては、住民の立場では、「近所のことなので言いにくい」「こんなことを言っても良いのか」「誰に相談したら良いのか」という戸惑いを持っている点があります。

一方、ケアマネジャー、サービス事業者、医療機関などの専門機関においては、「虐待の見極めが難しい」「個人情報を経率に提供できない」など、虐待対応に関する役割や個人情報保護法の解釈の誤りなどによる課題があることがわかりました。

関係者が迷いや戸惑いを感じている間に、事態をますます悪化させてしまうことが懸念される状態です。

虐待の「認定」は行政の役割(責任)です。

重要な点は、関係機関(者)が虐待の疑いがあることに気付いた時、虐待か否かを迷うのではなく、早期に相談に繋げることを周知していく必要があります。早期発見、早期対応のためには、関係機関が役割を認識したうえで、地域のネットワークが構築されていることが重要であることが、課題の1点目としてあげられました。

次に、「状況確認」「見極め」「対応方法の検討」「対応」については、主体となる行政及び地域包括支援センターの職員の資質が大きく影響されます。

虐待対応は、通常の個別支援と異なり、高い専門性が求められます。

しかし、年間業務の中では特異的な業務であり、対応件数も少なく、さらに職員の異動もあることから、ノウハウが蓄積されにくい現状があります。

対応技術を平準化していくためには、研修体制の構築やマニュアル作成、弁護士等の専門家の支援体制の構築が重要であることが、課題の2点目としてあげられました。

○高齢者虐待対応の流れと各段階の課題

表面化された課題に対する目指す状態

●虐待防止ネットワークの構築

○ノウハウの蓄積と専門性の向上

段階	関係機関 関係者	課題	目指す状態（対応目標）
発見 相談 通報	市民	・近所のことなので言いにくい。	●通報先が明確になる ●高齢者虐待について正しく理解する ●予防的視点で対応する
		・通報先がわからない。	
		・どのような時に相談したら良いかわからない。	
		・家のなかのことなので良くわからない。	
	事業所 ケアマネジャー	・相談しても満足する対応をしてもらえない。	
		・虐待の見極めが難しい。	
		・虐待とは言いたくない。	
		・どのタイミングで相談したら良いかわからない。	
	行政	・個人情報のため軽率に情報を流すことができない。	
		・関係課で把握していても情報が来ない。	
	医療機関	・虐待とは言いたくない。	
		・虐待と認識していても通報につながらない。	
		・患者の個人情報漏えいにあたる。	
		・院内の虐待ケースに対する対応が不明確	
		・院内のしくみ構築が不十分	
状況 確認	包括	・4包括で対応にばらつきがある。	●個人情報の正しい理解ができる ○包括・行政の専門性の向上
		・分析力が不足	
		・情報収集力の差	
	行政	・担当者異動により経験、ノウハウ、知識の蓄積に差	
		・ノウハウの差による対応速度の差	
	事業者・ケアマネジャー 医療機関 行政関係課	・個人情報保護法の誤った解釈 ・連携不足（迅速な連絡体制）	

段階	関係機関 関係者	課題	目指す状態（対応目標）
カンファレンス評価	包括	・ 4 包括で対応にばらつきがある。	○包括・行政職員の専門性の向上 ●包括・行政の役割の明確化
		・ 行政と包括の役割が不明確	
		・ 判断に迷いがある。	
	行政	・ 判断に迷いがある。	
		・ 虐待解釈の違い。	
		・ 担当職員のオーバーワーク＝時間のロスが発生	
緊急作業部会	包括・行政	・ 法律専門家の不足	●法律専門家の助言が得られる体制をつくる ○虐待が正しく認識される ●各機関の役割の明確化
		・ 虐待認識の違い。	
		・ 対応に迷いがあり具体策が迅速に決定できない。	
		・ 緊急作業部会の在り方が不明確	
		・ 役割が不明確	
	関係機関	・ 各機関の役割が不明確	
対応	行政	・ 措置入所にあたり施設への事前連絡調整不足	●スムーズな措置ができる ●養護者対応を行う ●法律専門家の助言が得られる体制をつくる
		・ 在宅サービスの積極的な措置を決定しない。	
		・ 契約している保護施設、事業所が少ない＝受け入れ先が限定され施設の負担が集中	
	包括	・ 養護者への対応	
		・ 4 包括で対応にばらつきがある。	
		・ モニタリング不足	
		・ 保護施設へのサポート	

3 支援者側の不安と戸惑いを解決する法律家等の専門家のバックアップ体制 ～迅速な対応を行うにあたり弊害となっていること～

虐待対応については、高齢者の「生命」に直接かかわるものであり、日常業務の範囲を超えた知識や判断を求められます。

個別事例のパターンは多種多様かつ複雑化しており、特に、虐待者と被虐待者の金銭関係などの権利関係が絡む事案が多く、訴訟リスクまでを捉え、適切な法解釈のもと対応する必要があります。

現状、支援者の迷いや不安の要因のひとつは、適時、弁護士等の専門家の助言を受けられる体制がなく、福祉職の判断のみでの対応を強いられている点があげられます。

本推進委員会では、地域包括支援センターと行政担当課が関与した事例のなかで、弁護士に助言を得たいと考えた事項については、12ページ資料「高齢者虐待対応 ～法解釈の重要性～」として整理を行いました。

ここにあげられている項目は、ごく一部ですが、経過や背景などケースバイケースで判断する事項も多くあり、虐待対応については、弁護士のバックアップ体制は欠かせないものと理解できます。

言うまでもなく、支援者の不安、迷い、戸惑いは対応の遅れの大きな要因となります。このような事態を生じないためには、適時、弁護士の助言を受けられる体制づくりを行い、迅速な判断と行動が行えるしくみづくりが必要です。

もうひとつの要因としては、被虐待者を保護するためには、通常の介護保険サービスなど、制度の枠組みを超えた調整を行う必要があります。

虐待者からのクレーム、費用の滞納などのリスクのある対応に協力的な事業者や医療機関はごく僅かであるのが現状であり、対応困難であることが多々あります。

虐待が発生すると、現場で対応している職員は、高齢者に「いつ何が起こるかわからない」リスクを抱えながら対応を行っているのが現実です。

具体的には、「分離が必要であるが措置先が見つからない。」「在宅で経過観察を行っている間に、虐待者からの暴力により生命の危険にさらされることがあるかもしれない。」「経済的虐待でお金や食べ物も無く、不測の事態が発生してしまうかもしれない。」など、常に不安感を抱えています。

虐待を早期発見するしくみがあっても、対応策としての社会資源があまりにも少なく、虐待ケースをいつまでも抱えながら、地域包括支援センター職員が、サービスの代替えとして頻繁な安否確認や、時には食の確保に至る事例もあります。

現場レベルでの対応には限界があります。全ての高齢者に関わる機関が協力して高齢者の生命や人権を守るしくみを構築していく必要があります。

各機関のリスクについても、しっかりと認識し、リスクを守ったうえで協力関係を築いていく必要があります、この点からも弁護士等法律家のバックアップは欠かせないものとなります。

○高齢者虐待対応 ～法解釈の重要性～

【分類カテゴリ】

A:必ず弁護士に聞く必要がある項目

B:やや高度な質問であるが、ベテランであれば何とか一般化やマニュアル化して対応ができる項目

C:法的専門家レベルとしては簡単で、基本さえ理解していれば、現場レベルで理解と判断ができ、弁護士等に質問しなくても済む項目

段階	内容	確認事項	分類
情報収集・アセスメント	情報収集・事実確認・アセスメント・カンファレンス	・年金担保貸付について自己破産手続きができるか。	A
		・抑圧されて婚姻届けに氏名を記載した場合、無効にする手段はあるのか。	A
		・認知症である本人が理解せずに養子縁組届に署名、押印したものは、無効にできるか。	A
		・本人の意思を明確に証拠として残す手段として、①複数人での聞き取り後、経過記録に記載 ②レコーダーでの録音を行なったが、法的に問題があるか。またこれらの方法で残したものは、有効であるか。その他留意すべき点は。	C
		・個人情報保護法を理由に、医療機関より情報が得られなかった。個人情報保護法が適用されない『事由』と『根拠』を提示したが連携がとれなかった。第16条3項の解釈は。	B
支援	緊急作業部会・分離判断・立入調査・分離、措置	・年金搾取を受けているケースを保護。年金の振込先を変更する場合、後見開始されるまでは、市職員などで行なってはいけないのか。 (措置後の費用を工面する際、苦勞する。)	B
		・一度、虐待であると判断し、施設へ保護した高齢者が体調不良のため、入院した。市から入院先へ虐待ケースであることを説明し、協力を要請したが拒否された。入院中の連絡先は虐待者とされ、市職員（包括職員）の介入が難しかった。改めて、文書（市長名）で、「情報提供」と「協力要請」を通達し、最低限の情報提供は得られたものの、退院後は自宅へ戻ってしまった。関係機関の『努力義務』に対する法的解釈や、今後、どのように協力要請をしていけたら良いのか。	B
		・保護の際、本人指示のもと、自室より生活に必要な最低限の生活用品などを持ち出した。家族には、同意を得ていない。問題があるか。	C
		・保護目的での訪問時の対応の仕方について。養護者の精神的興奮や事態の悪化、本人への攻撃などを抑えるため、主目的である『分離・保護』については伝えず、養護者のレスパイトケアなどを表面上の理由とし本人をお連れした場合、虚偽の伝えなどとして、法的に問題があるか。	B+ A

段階	内容	確 認 事 項	分 類
支 援	緊急作業部会・分離判断・立入調査・分離、措置	・ 本人が「行きたくない、離れたくない」と意思表示をした場合でも、分離や措置をしないメリットよりもするメリットが高い場合は強制的に措置できるか。（意思表示が確認できない場合でも）	A
		・ 対象者の保護が必要だが、家族が拒否する場合、どのように連れて行くか。例えば玄関を開けてくれなかった場合、室内に入れなかった場合、本人が行かないと言った場合など、色々なことが想定される。どこまで強制的に入って良いのか。	A
		・ 立入調査の時の警察の役割 ・ 家族が本人に会うのを拒否した場合に強制的にどこまで行動できるのか。例えば玄関を開けてくれないなど。	A
		・ 保護した後の養護者への対応。事実をどこまで伝えるのか。相手が文書で回答を要望した場合の対応など。	A
措置後	モニタリング	・ 養護者からの再三の苦情に対し、業務上差し支える場合は、理由を伝え、その場での対応は困難であると断っても良い。	B
		・ 委託包括に虐待者が来て包括職員に対して怒鳴ったり長時間にわたる面接となる場合は、職員を守るにはどうしたら良いか。	B
		・ 妻が管理している本人名義の金融機関の口座を、本人（交渉ごとに不慣れ）と市職員が金融機関窓口で、本人が管理できるように手続きして良いか。	C
		・ 20年来の内縁関係の夫が管理している本人名義の金融機関の口座を、認知症のある本人と市職員が金融機関窓口で、本人が管理できるように手続きして良いか。	A
		・ （通報をくれ、協力をしてくれた）市民へ情報をフィードバックする場合、個人情報保護の対象となるのか。	B

4 高齢者虐待防止ネットワーク推進に向けて

高齢者虐待の予防、発見、相談、通報から、既に起きてしまった虐待への具体的な対応は、地域を構成する各々が当事者意識を持ち、積極的に参画していく必要があります。

現在の伊勢原市の虐待対応においては、必ずしも関係機関の連携が速やかに行われていると言い難く、多くの課題を抱えています。

「組織と組織」または「組織内部」の温度差や認識の違いが、判断や対応の遅れを生じる要因となっているのが現状であり、迅速な対応を目指すためには、機能するネットワークの再構築が必要です。

本委員会では、様々な課題が提起され、関係機関が取り組むべき目標として、ひとつの基本目標を設定しました。

基本目標 高齢者と介護者の人権が守られる支え合いのまちづくり

高齢になっても、周囲に遠慮することなく自ら選択した人生を暮らせること、同時に、介護者の人権を守り、制度や地域で支え合いながら、自分らしく暮らして行かれる伊勢原を目指して様々な取り組みを推進していきます。

具体的な行動計画については、課題は多くありますが、早急に取り組むべきものを二つにまとめ「機能するネットワークプラン」を策定しました。

課題1 「虐待防止ネットワークの構築」

課題2 「ノウハウの蓄積と専門性の向上」

課題1「虐待防止ネットワークの構築」については、高齢者を支える関係機関と地域のネットワークにより、高齢者の人権を守り、安心して暮らせる地域づくりのための行動計画です。

対象を大別すると、全体の課題（①）、支援者の課題（②～④）、地域の課題（⑤⑥）に分けることができます。

課題2「ノウハウの蓄積と専門性の向上」については、虐待対応を担う地域包括支援センター、行政（管理職、担当職員）等の技術を平準化し、万が一、起きてしまった虐待に対して的確に対応ができることと、高齢者に日常的に関わる介護保険事業所等の職員の気づきを促進し、適時、相談や通報につながる体制を構築していきます。

様々な課題解決に向け、行政及び地域包括支援センターが主体となり、各関係機関との協力のもと、具体的に取り組む内容について、当面9ヶ月の計画を策定しました。（資料2参照）

取り組みの進行管理については、伊勢原市高齢者虐待防止会議の場で客観的な点検評価を行っていきます。

○課題解決に向けた具体的な取り組み
機能するネットワークプラン行動計画の構成

課題1 虐待防止ネットワークの構築

【めざす状態】高齢者の人権を関係機関のネットワークにより支えていくことができる。

- ①伊勢原市高齢者虐待防止ネットワークを再構築する。

現在、形式的な報告会となっている「高齢者虐待防止会議」について、組織間の調整が行える場として構成を再編し、機能するネットワークを構築する。
- ②個人情報保護法の正しい理解を促進し、共通認識のもと速やかな連携が図れる。

個人情報保護法の例外規定など、虐待対応に関する法律知識を習得し、高齢者の生命、人権を守るために適切な情報共有ができる。
- ③専門家介入ネットワークを構築する。

支援や危機介入の際、判断の迷いや遅れを無くするため、弁護士と随時相談ができる体制を構築する。
- ④各機関の役割が明確になり、危機介入の基本的なしくみを構築する。

特別養護老人ホームなど、措置対象施設との事前協議を行い、危機介入の体制を構築する。
- ⑤誰もが「どのような場合にどこに相談すれば良いか」理解し、早期発見、見守りネットワークを構築する。

虐待の解釈や相談・通報窓口を明確にするとともに、普及・啓発を行う。
- ⑥養護者（介護者）の現状や課題を把握し、認知症や介護について正しい理解を促進する。

市民向けの認知症講座や介護者教室を行うとともに、通年の介護者の居場所づくりを行う。

課題2 ノウハウの蓄積と専門性の向上

【めざす状態】職員の経験などに左右されず、誰でも迅速かつ的確に対応ができる。

- ①事例を共有化し今後の財産として積み重ねる。

行政、包括で事例を共有する場を設ける。

業務マニュアルを作成する。
- ②研修体制をシステム化する。

立場や経験などに合わせた研修体制を構築する。

◆行動計画 ～機能するネットワークプラン

1 虐待防止ネットワークの構築

【めざす状態】高齢者の人権を関係機関のネットワークにより支えていくことができる。

①高齢者虐待防止ネットワークの基盤となる「高齢者虐待防止会議」の組織と機能を再構築する。

- 解決方法 現在、形式的な報告会となっている「高齢者虐待防止会議」について、組織間の調整が行える場として構成を再編し、機能するネットワークを構築する。
また、各機関の代表者、実務担当者の位置づけを明確にする。(代表者会議、実務担当者会議等)

年度	平成22年度						平成23年度		
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
実施計画	①他市の取り組み状況調査 ②アンケート結果集計	課題整理	見直し案検討		2/24高齢者虐待防止会議(代表者会議)で提案	事業者へアンケート結果の配布 関係機関と調整			要綱改正
実施主体	①②包括(社福士部会)	包括(社福士部会)行政	包括行政		包括・行政	包括(社福士部会)行政			行政
関わる機関	①他市 ②市内介護保険事業所	行政関係課			高齢者虐待防止会議参画団体				行政内部

②個人情報保護法の正しい理解を促進し、共通認識のもと速やかな連携が図れる。

- 解決方法 市内及び近隣医療機関、高齢者虐待防止会議参画団体、その他介護保険事業所連絡会代表を構成員とした、研修と協議の場を設置し、情報共有に関するルールづくりを行う。
平成23年度についても、定期的(年2回)に開催する。

年度	平成22年度						平成23年度		
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
実施計画			協議の場を設置 ＋ 弁護士による研修会(12/22) 各機関へ課題提起意見交換	各機関内部で検討 市から各機関へ検討結果を照会	高齢者虐待防止会議実施(12月に参加した各機関含む) 各機関検討結果の集約とルールづくり	介護保険事業所説明会	高齢者虐待防止会議の中で協議の場を設ける。また必要時随時開催		
実施主体			行政	行政	行政	行政	行政		
関わる機関			・医療機関(市内・近隣総合病院) ・高齢者虐待防止会議参画団体 ・介護保険事業所各連絡会代表者			介護保険事業所(全事業所対象)	・医療機関(市内・近隣総合病院) ・高齢者虐待防止会議参画団体 ・介護保険事業所各連絡会代表者		

③専門家介入ネットワークを構築する。

- 解決方法 支援や危機介入の際、判断の迷いや遅れを無くするため、弁護士との相談体制を構築する。
FAXやメールなどを活用し、随時、迅速に相談ができる体制を構築する。

年度	平成22年度						平成23年度		
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
実施計画	弁護士相談 ホットライン等 の 予算積算	予算要求	法的助言を 受ける際の ルール検討	法的助言を 受ける際の 帳票類検討	弁護士相談 ホットライン実 施要領の検 討	予算確定後 弁護士会へ 依頼 要領の確定	弁護士相談 ホットラインの 実施		
実施主体	行政	行政	行政	行政	行政	行政	行政		
関わる 機関	弁護士会	行政 関係課	包括	包括	包括	弁護士会	弁護士会		

④各機関の役割が明確になり、危機介入の基本的なしくみを構築する。

- 解決方法 措置対象施設との事前協議を行い、速やかに措置入所が行えるようにする。
やむを得ない措置、立入調査等の要綱を制定する。
年2回定期的に施設長・入所担当者会議を開催する。

年度	平成22年度						平成23年度		
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
実施計画				施設長・入 所担当者との 調整会議 (各施設の 役割・課題 を協議)	施設長会議 (2/2) 3特養以の 受入体制に ついて検討 /個別協議	要綱案 検討	各要綱 制定		
実施主体				行政	行政	行政	行政		
関わる 機関				市内3特養 (施設長/ 入所担当)	市内3特養 以外施設		行政関係課		

- ⑤誰もが「どのような場合にどこに相談すれば良いか」理解し、早期発見、見守りネットワークを構築する。
 ■解決方法 虐待の解釈や相談・通報窓口を明確するとともに、通報者の保護について啓発する。
 事業者、医療機関など当事者との協働により啓発ツールを作成することにより、理解を促進する。

年度	平成22年度						平成23年度		
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	・・・	10月	・・・2月
実施計画	他市の 情報収集 (啓発ツ ールなど)							啓発ツ ールの 開発(住 民向け、 医療機 関向け、 事業者 向け)	啓 発 ツ ールの 完 成
実施主体	包括 (社福士部会)							包括 (社福士部会)	包括 (社福士部会)
関わる 機関	他市							・医療機関 (市内・近 隣総合 病院) ・高齢者 虐待防 止会議 参画団 体 ・介護保 険事業 所各連 絡会代 表	

- ⑥養護者(介護者)の現状や課題を把握し、認知症や介護について正しい理解を促進する。
 ■解決方法 介護者支援のための講座の実施や市民に対して認知症を理解を促進するために講座
 (認知症キャラバン)を実施する。
 介護者の精神的な負担を軽減するために家族介護者の会の運営を支援する。

年度	平成22年度						平成23年度		
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
実施計画	①来年度の 認知症キ ャラバン の実施方 法につい て検討	平成23年 度介護者 教室の実 施内容 を検討				各包括 介護者 教室事 業計画 の確定		介護者 教室 (第1回)	介護者 教室 (第2回) 以降、7. 9. 10. 11. 1. 2月に 実施 (計8回)
実施主体	①行政 (包括担 当者連 絡会) ②社協	包括 (保健師 ・看護 師部会)							
関わる機関	・包括 ・秦野保 健福祉 事務所								

2 ノウハウの蓄積と専門性の向上

【目指す状態】 職員の経験などに左右されず、誰でも迅速かつ的確に対応ができる。

①事例検討を通して、実務担当者(個別ケースの旗振り役)となる行政職員・包括職員の専門性を高める。

■解決方法 事例の共有の場を設定する。

毎月開催されている包括担当者連絡会を活用し、事例の共有を行う。

年度	平成22年度						平成23年度		
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
実施計画	①事例検討会の方法について協議(市・包括) ②担当連絡会にて事例を共有	情報の共有についてITの活用を検討							→
実施主体	行政	行政							
関わる機関	包括	包括							

■解決方法 業務マニュアルを作成する。(虐待対応、事例、成年後見含む)

伊勢原市の虐待対応、各機関(行政、包括、事業所、医療機関等)の役割、事例や成年後見の活用などの内容を含めた業務マニュアルを作成する。

年度	平成22年度						平成23年度		
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
実施計画	①参考文献 他市マニュアル などの収集 ②アンケート 結果集計	①課題整理 ②マニュアル 校正料 (弁護士等) の予算要求					①マニ ュアル 構成の検討 と決定 原稿の分担 を決定	作成	マニュアル 第1稿のとり まとめ →8月最終 案作成 →9月校正 (弁護士等) →10月完成
実施主体	①②包括 (社福士部会)	①包括 (社福士部会) ②行政					包括 (社福士部会) 行政	包括 (社福士部会) 行政	包括 (社福士部会) 行政
関わる機関	他市								弁護士 学識経験者

②研修体制をシステム化する。

■解決方法 立場や経験などにあわせた研修体制を構築する。

(A) 行政管理職向け研修: 県域での実施を要望

(B) 包括職員向け研修: 新任研修は、内部講師で実施、現任者研修は、年5回実施している資質向上研修のうち2～3回を虐待研修に充当する。

(C) 事業所職員研修: 介護保険事業所ごと、職場内研修として実施できるよう、研修内容についてメニュー提示し、講師(包括社会福祉士)の派遣を行う。

(D) 全体研修: 高齢者の支援に関わる事業所を対象としてケースメソッドなどの手法をもちいた研修を開催する。秦野保健福祉事務所、ケアマネ協会とともに取り組む。

年度 月	平成22年度						平成23年度		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
実施計画	①先進市の取り組みをもとにカリキュラムを作成 ②次年度の予算要求(B/C)			調整会議でメニュー(B)検討(1/17)	(D)ケアマネ協会と調整	(C)各事業所に研修メニュー通知 (B)(D)予算確定後 →年間計画の立案(講師調整)	各事業所より研修実施の意向確認 新研修体制の実施		
実施主体	①②行政			行政	行政	行政 包括	行政 包括		
関わる機関				県、あしすと、社協	ケアマネ協会	包括事業所			

◆進行管理

行動計画の進行管理は実施主体毎に行い、高齢者虐待虐待防止会議で点検・評価を行います。

【実施主体 行政】

行動計画1－②個人情報保護法の正しい理解を促進し、共通認識のもと速やかな連携が図れる。

年度	平成22年度						平成23年度		
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
実施計画			協議の場を 設置 ＋ 弁護士による 研修会 各機関へ 課題提起 意見交換	各機関内部 で検討 市から 各機関へ 検討結果を 照会	高齢者虐待 防止会議実施 (12月に参加 した各機関 含む) 各機関 検討結果の 集約と ルールづく り	介護保険 事業所 説明会	高齢者虐待 防止会議の 中で協議の 場を設け る。また必 要時随時開 催		
取組状況			12/22研修 会の実施		2/24高齢者 虐待防止会 議				

行動計画1－③専門家介入ネットワークを構築する。

年度	平成22年度						平成23年度		
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
実施計画	弁護士相談 ホットライン等 の 予算積算	予算要求	法的助言を 受ける際の ルール検討	法的助言を 受ける際の 帳票類検討	弁護士相談 ホットライン実 施要領の検 討	予算確定後 弁護士会へ 依頼 要領の確定	弁護士相談 ホットラインの 実施		
取組状況									

行動計画1－④各機関の役割が明確になり、危機介入の基本的なしくみを構築する。

年度	平成22年度						平成23年度		
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
実施計画				施設長・入 所担当者との 調整会議 (各施設の 役割・課題 を協議)	3特養以外 の 受入体制に ついて検討 /個別協議	要綱案 検討	各要綱 制定		
取組状況					2/2施設 長会議				

行動計画2－①事例検討を通して、実務担当者（個別ケースの旗振り役）となる行政職員・包括職員の専門性を高める。

年度	平成22年度						平成23年度		
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
実施計画	①事例検討会の方法について協議（市・包括） ②担当連絡会にて事例を共有	情報の共有についてITの活用を検討							
取組状況	担当者会議で事例共有								

行動計画2－②研修体制をシステム化する。

年度	平成22年度						平成23年度		
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
実施計画	①先進市の取り組みをもとにカリキュラムを作成 ②次年度の予算要求（B/C）			調整会議でメニュー（B）検討	（D）ケアマネ協会と調整	（C）各事業所に研修メニュー通知 （B）（D）予算確定後→年間計画の立案（講師調整）	各事業所より研修以降確認 新研修体制の実施		
取組状況				1/17市、県、あしすと、社協で調整会議	ケアマネ協会運営委員会で承諾				

【実施主体 地域包括支援センター社会福祉士部会】

行動計画 1－①高齢者虐待防止ネットワークの基盤となる「高齢者虐待防止会議」の組織を再構築する。

年度	平成22年度						平成23年度		
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
実施計画	①他市の取り組み状況調査 ②アンケート結果集計	課題整理	見直し案検討	事業者へアンケート結果の報告	高齢者虐待防止会議（代表者会議）で提案	事業者へアンケート結果配布 関係機関と調整			要綱改正
取組状況	事業所アンケート実施→集計	アンケート結果分析			2/24高齢者虐待防止会議で報告				

行動計画1ー⑤誰もが「どのような場合にどこに相談すれば良いか」理解し、早期発見、見守りネットワークを構築する。

年度	平成22年度						平成23年度		
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	...	10月	...2月
実施計画	他市の 情報収集							啓発ツールの開発(住民向け、医療機関向け、事業者向け)	啓発ツールの完成
取組状況									

行動計画2ー①事例検討を通して、実務担当者(個別ケースの旗振り役)となる行政職員・包括職員の専門性を高める。

年度	平成22年度						平成23年度		
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
実施計画	①参考文献 他市マニュアル などの収集 ②アンケート 結果集計	①課題整理 ②マニュアル 校正料 (弁護士等) の予算要求					①マニユアル 構成の検討 と決定 原稿の分担 を決定	作成	マニュアル 第1稿のとりまとめ →8月最終 案作成 →9月校正 (弁護士等) →10月完成
取組状況									

【実施主体 ①③地域包括支援センター保健師・看護師部会／②社会福祉協議会】

行動計画1ー⑥養護者(介護者)の現状や課題を把握し、認知症や介護について正しい理解を促進する。

年度	平成22年度						平成23年度		
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
実施計画	①来年度の 認知症キャラ バンの実施 方法につい て検討 ②介護者の 会支援	③平成23 年度介護者 教室の実施 内容を検討				各包括介護 者教室事業 計画の確定		介護者教室 (第1回)	介護者教室 (第2回) 以降、7. 9. 10. 11. 1. 2月に実施 (計8回)
取組状況	②毎月第3 火曜に家族 会実施			③年間計画 の確定			③年間計画 広報	第1回介護 者教室開催	

委員会の開催状況

【第1回目】

日 時 平成22年7月5日（月）午前9時55分～午前11時30分

- 主な議題
- ・委員長及び副委員長の選出
 - ・推進委員会の目的について
 - ・現状課題について（各機関の課題）
 - ・課題の整理
 - ・その他

【第2回目】

日 時 平成22年7月21日（水）午前10時00分～午前11時45分

- 主な議題
- ・高齢者虐待対応にかかる各機関の課題について
（事例をもとに、虐待対応にかかる各段階での各機関の課題）
 - ・課題に対する解決方法と対応の優先順位

【第3回目】

日 時 平成22年8月30日（月）午前10時00分～午後12時10分

- 主な議題
- ・専門機関介入ネットワークについて
 - ・機能するネットワークプランについて
（具体的な取り組み目標と行動計画）

【第4回目】

日 時 平成22年10月20日（水）午前10時00分～午前11時20分

- 主な議題
- ・機能するネットワークプランについて（行動計画と進行管理）
 - ・意見交換（虐待防止に向けて）

地域包括支援センター受託を契機に機能する高齢者虐待防止ネットワーク構築に向けた取り組み

隣接する。東京からは約50km、横浜からは約44kmの距離にあり、首都圏のベッドタウンとしてまた近郊都市として重要な役割を担っている。人口は小田急電鉄小田原線の伊勢原駅を中心とする伊勢原地区と、厚木市との市境にある愛甲石田駅のある成城地区に集中している。

総面積は約55.62km²で、このうち3分の1は山林原野が占める。市の北西部には標高1262mの大山があり、東部には平野部が広がる。大山は、周辺の山々とともに丹沢大山国立公園に指定されている。

[illegible][illegible][illegible][illegible]

今後課題と展望

南部地域の包括支援とくわーターの相違を前提とした地域包括支援とくわーターの相違が明確な数値を示さず、両部地域に包括支援とくわーターは正確の民生委員及び自治会からなる相談件数が多し。また、相談窓口内での相談件数では虐待・権利保護・成年後見等の地域活動への相談が突出しており、伊勢市市民協会の信頼感や社協らしさが数字に表れてゐる。

以上については、「包括制度」として「いつ」なのかを十分解説している住居はまだ少ないのが現実。今後、拉ぬ的活動をいろいろな場面でロールアウトし、住民の自発性や民生委員等、地域を創出すべし。」

不可欠だ。
地域づくり担当チーフアドバイザーの招田百合さんには「推進委員会を設置し、機能をもたせようという方向へ」の第一歩は踏み出しました。しかし、これが一かどとは思っていません。「組織で、地域包括支援センターとしての課題、役割が再整理でき、新たな事業化の見えてきました」。平成9年度は待機防止のポイントにある若年者を支え、虐待対応の延長線上にある今後項目との地域の仕組みづくりを重点項目のひとつとして取り組んでいきたいと思つてゐます。